令和6年度新富町まちづくり補助金　募集要項

新富町の町民が自主性・自立性を持って創意工夫ある取組みを行い、「町民が主役の協働のまちづくり」の実現を目指すために制定した[新富町まちづくり条例(平成20年新富町条例第3号。以下「条例」という。)第15条](https://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/JobunPrint?outputid=1710816043428&memoWin=true&_=1710816057204)に基づき、町民が自ら企画・運営するまちづくり事業を募集し、新富町まちづくり審議会（以下、「審議会」という。）の審査を経て選考された事業に対して補助金を交付する新富町まちづくり補助金の募集要項となります。

ただし、本事業の予算額には限りがあるため、予算の範囲内での補助金交付となります。

１．団体要件

まちづくり団体に登録をしている者。（[まちづくり団体登録申請書\_様式第8号(第12条関係)](https://www1.g-reiki.net/shintomi/reiki_honbun/word/q628FG00003333.rtf)）

　まちづくり団体とは、公益活動を組織的かつ継続的に行う団体で、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

（１）　5人以上の構成員がいること。

（２）　事務所の所在地が町内にあること、又はまちづくり団体の活動が町内で行われていること。

（３）　住民に開かれた団体であること。

（４）　代表者、運営の方法が規約、会則又は定款で定めていること。

（５）　独立した組織であること。

２．補助対象とする事業

補助対象とする事業は次のとおりです。

まちづくり団体が行う、広域的なまちづくりに資する次に掲げる事業で、事業が定着するまで町の支援が必要な事業

(1)　生活環境の整備(地域の清掃や美化、草刈、ごみ収集、不法投棄のパトロールなど)

(2)　郷土芸能・文化活動(伝統芸能や文化財の保存、歴史、文化、生活、自然などの地域資源を未来に伝えるための研究や資料づくりなど)

(3)　生活安全の確保(防災、消防、防犯、交通安全など　地域みまもり活動、防犯パトロール、防犯マップ作成など)

(4)　福祉への支援(子育て支援、高齢者支援、障害者支援など)

(5)　教育への支援(田植え体験、食育、ふれあい自然体験、新富町の歴史など各種ハンドブック作成、世代間交流事業など)

(6)　自然環境保全(森林や河川・湖沼の水質浄化、貴重動植物の保護など)

(7)　景観の保全・形成(植樹、植栽、花の種まき、まちなみ保全、花壇づくりなど)

(8)　コミュニティづくり(コミュニティ情報誌の作成など)

(9)　個性あるまちづくりのための調査・研究(新富町○○マップの作成など)

(10)　地域産業の活性化への取り組み(農業生産基盤の確立、他産業との連携)

(11)　その他町長が必要と認める事業

≪対象外の事業≫

(1)　世代を超えた多数の町民が参加していると認められない事業

(2)　この補助金の申請年度に当該事業について国、県又は町の補助金又は助成金等を受けている事業

(3)　団体の経常的な運営維持管理を目的とする事業又は団体の親睦を図ることが主たる目的である事業

(4)　事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業

(5)　その目的が、[新富町まちづくり条例第2条第2号](https://www1.g-reiki.net/shintomi/reiki_honbun/q628RG00000532.html?id=j2_k1_g2)各号に該当する活動に関する事業又は主に物品販売である事業

３．事業要件

事業の要件は次のとおりです。

（１）　あらゆる世代の住民の交流が図られること。

（２）　公共性のある事業目的となっていること。

（３）　多数の住民が事業効果を享受できること。

（４）　地域が抱える問題・課題の解決につながること。

（５）　現在の社会経済情勢に対応していること。

（６）　地域活性化への波及効果が期待できること。

（７）　今後の発展性が期待できること。

（８）　先駆性、先見性、ユニーク性など創意工夫が見られること。

（９）　事業規模(人数、回数、エリア等)が明確であること。

（10）　事業に対する行政の補助金が重複していないこと。

（11）　事業実施が年度内（４月１日から３月３１日まで）に完了すること。

４．応募できる補助区分・補助対象団体・補助率・補助限度額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助区分 | 補助対象団体 | 補助率 | 補助限度額 | 備考 |
| 一般枠 | まちづくり団体 | 補助対象経費の2分の1以内 | 上限５万円 |  |
| スタート事業枠 | 新規まちづくり団体※交付を受けられる期間は、1年とする。 | 補助対象経費の5分の4以内 | 上限５万円 | 補助対象事業を新たに実施するための検討や継続的な事業とするための準備事業 |

５．補助対象外経費

（１）補助対象団体の構成員又は参加者に対する謝金及び日当などの現金給付

（２）補助対象団体の通常の活動に係る運営経費及びその他の通常経費

（３）機械等ハード機器の購入に要する経費

（４）領収書その他により支払いが明確に確認できない経費

（５）その他町長が補助の主旨から適当でないと認める経費（食糧費等）

６．提出に必要な書類

（１）　団体に関する概要書([様式第1号](https://www1.g-reiki.net/shintomi/reiki_honbun/q628RG00000533.html#e000000932))

（２）　事業計画書及び収支予算書([様式第2号](https://www1.g-reiki.net/shintomi/reiki_honbun/q628RG00000533.html#e000000946))

（３）　補助対象団体の構成員が確認できる書類

（４）　その他町長が必要と認める書類

※提出書類の様式は、新富町のホームページよりダウンロードできます。

７．事業の流れ

おおまかな事業の流れは次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| １．事業の公募　 | 補助金の申請を行いたい団体を募集します。※この時、まちづくり団体への登録も行います。**令和6年7月26日（金）から令和6年9月13日（金）まで** |
| ２．補助金申請 | 補助金申請書及び必要書類を提出し補助金の申請を行います。**令和6年8月1日（木）から令和6年9月13日（金）まで** |
| ３．まちづくり審議会 | 申請団体に事業内容の説明（プレゼンテーション）をして頂き、審議員が対象事業及び実施主体の適正 について審査を行う。**9月下旬開催予定** |
| ４．審査結果の通知 | 9月下旬 |
| ５．事業実施 | **令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで** |
| ６．実績報告 | ・実績報告に基づき、補助金額の確定を行い、補助決定団体に通知します。・補助金額確定後、補助金の交付を行います。 |

８．事業の変更・取り下げ

補助金交付申請に添付した補助対象経費に変更が生じた場合は、速やかに補助金等変更交付申請（[様式第3号(第10条関係)](https://www1.g-reiki.net/shintomi/reiki_honbun/word/q628FG00006512.rtf)）を行わなければなりません。ただし、各経費間の20パーセント以内の流用に関しては、変更交付申請は必要ありません。

補助金の交付申請を取り下げることができる期限は、補助金交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とします。

９．提出先及び問い合わせ先

新富町役場　総合政策課　企画政策係

〒889-1493　宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

TEL：0983-33-6012

FAX：0983-33-4862